

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第24号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号イ中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号ロ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ハ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号ニ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同項第2号イ中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号ロ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同項第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

付則第2条の2の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同法第40条第3項」を「同条第3項」に、「公益法人等（同条第6項から第10項）」を「公益法人等（同条第6項から第11項）」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項」を「同法第40条第6項から第11項」に改める。

付則第3条の2を次のように改める。

第3条の2 削除

付則第3条の2の2及び第3条の2の3を削る。

付則第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

付則第6条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車は、初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

する。

3,900円	4,600円
6,900円	8,200円
10,800円	12,900円
3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

付則第11条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

付則第13条第1項中「第15条及び」を「第15条第1項及び第2項並びに」に改める。

付則第13条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

付則第13条の3第2項中「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した区民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

付則第15条から第16条までを削り、付則第17条を付則第15条とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

付則第2条の2の2及び付則第13条の3第2項の改正規定、付則第15条から第16条までを削り、付則第17条を付則第15条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日

第39条第1項の改正規定並びに付則第3条及び第5条(この条例による改正後の墨田区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第6条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

付則第 6 条の改正規定並びに付則第 4 条及び第 5 条（新条例付則第 6 条に係る部分に限る。）の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

付則第 1 3 条第 1 項及び第 1 3 条の 2 第 2 項の改正規定並びに次条第 3 項及び第 4 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日

（区民税に関する経過措置）

第 2 条 新条例付則第 2 条の 2 の 2 の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の区民税について適用し、平成 2 6 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第 1 3 条の 3 第 2 項の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の区民税について適用する。

3 新条例付則第 1 3 条第 1 項の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の区民税について適用し、平成 2 8 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

4 新条例付則第 1 3 条の 2 第 2 項の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の区民税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 3 9 条第 1 項の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 6 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 4 条 新条例付則第 6 条の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 1 5 年 1 0 月 1 4 日前に初めて道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第 6 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の 1 2 月」とする。

第 5 条 平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 3 9 条第 1 項及び新条例付則第 6 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 3 9 条第 1	3 , 9 0 0 円	3 , 1 0 0 円
---------------	-------------	-------------

項第 2 号イ	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第 6 条の表以外の部分	第 3 9 条第 1 項	墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年墨田区条例第 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）付則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 3 9 条第 1 項
	同項第 2 号イ	平成 2 6 年改正条例付則第 5 条の規定により読み替えて適用される同項第 2 号イ
新条例付則第 6 条の表	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（墨田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 2 5 年墨田区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中付則第 3 条の 2 第 4 項及び第 3 条の 2 の 2 第 4 項の改正規定を削る。

付則第 1 条第 3 号中「及び」の次に「第 2 条中墨田区特別区税条例付則第 1 4 条の 4 第 5 項第 3 号（「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）の改正規定並びに」を加え、同条第 5 号中「第 2 条」の次に「（墨田区特別区税条例付則第 1 4 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。